

【「経営努力認定制度」とは】

法人の経営努力による「利益」を当該法人の判断で業務に再投資できることとし、「法人の成果最大化の好サイクル」を実現。

- ・ 具体的には、各年度、財務大臣が経営努力によるものと認めた「利益」の原則5割(残り5割は国庫納付)の積立てを行い、翌年度以降、法人自ら選定する業務に使用できるようにするもの。申請・認定条件等は、行政管理局通知で規定。

■ 現状

- 利用状況は低調。(平成28年度決算:利益を計上した59法人中9法人が約16億円を申請し、8法人で約13億円の認定)
- 法人にアンケート・ヒアリング調査を行ったところ、
 - ① 認定要件が厳しすぎ、労力に見合わず申請を見送ったとの意見
 - ② 原則5割認定ではインセンティブとして不十分で、無理してでも予算を使い切った方が得との意見

■ 制度の改善 (平成30年度から実施予定)

- 申請の障害となっていた、利益の「新規性」と「非外部要因性」の証明を廃止
- 知財収入・受託収入等の自己収入による利益は、10割認定(従来は初年度のみ知財収入10割・他は5割を認定)
- 国立研究開発法人は、運営費交付金節減による利益も、法人の目標達成状況(法人評価結果)に応じて最大10割認定



○例えば、国立研究開発法人が、知財収入による利益の全額を、翌期以降、研究開発に再投資することが可能となり、研究成果を持続的に拡大させる好サイクルが実現。